

14 軽油引取税

(1) 軽油の引取数量に関する調

(単位:キロリットル)

区		分	数	量															
引	取	数	量	①	815,584														
課	税	対	象	と	な	ら	な	い	数	量	②	100,920							
		差	引	(①-②)	③	714,664													
欠減量	{	特	約	業	者	分	1/100	6,204											
		元	売	業	者	分	0.3/100	283											
		計	④	6,487															
		課	税	標	準	量	(③-④)	⑤	708,177										
その他(申告納付等)の分	{	燃	料	炭	化	水	素	油	の	販	売	量	-						
		軽	油	又	は	燃	料	炭	化	水	素	油	の	販	売	量	-		
		炭	化	水	素	油	の	消	費	量	-								
		み	な	す	課	税	さ	れ	た	軽	油	の	消	費	・	譲	渡	量	355
		そ	の	他	1,197														
		小	計	⑥	1,552														
		課税対象と数量	{	燃	料	炭	化	水	素	油	の	販	売	量	-				
				軽	油	又	は	燃	料	炭	化	水	素	油	の	販	売	量	-
				炭	化	水	素	油	の	消	費	量	-						
				み	な	す	課	税	さ	れ	た	軽	油	の	消	費	・	譲	渡
そ	の			他	342														
小	計	⑦	674																
		課	税	標	準	量	(⑥-⑦)	⑧	878										
		合	計	(⑤+⑧)	709,055														
特別徴収義務者数等	{	元	売	業	者	{	本	店	の	数	1								
		特	約	業	者	{	登	事	務	所	等	の	数	19					
							本	店	の	数	63								
							登	事	務	所	等	の	数	176					
計	{	本	店	の	数	64													
仮	特	約	業	者	{	登	事	務	所	等	の	数	195						
						本	店	の	数	602									
		本	店	の	数	-													
		事	務	所	等	の	数	-											

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「引取数量①」には、法第144条の2第1項及び第2項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 「課税対象とならない数量②」には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、免税証による引取数量及び合衆国軍隊等の引取りに係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 「その他(申告納付等)の分⑧」には、法第144条の2第3項、第4項、第5項及び第6項の規定により課税された軽油等の数量、法第144条の3の規定によりみなす課税された軽油の数量並びに法第144条の22第4項の規定(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)により課税された軽油の数量の合計を記載した。
- 「特別徴収義務者数等」には、令和6年2月末日現在により記載した。この場合、「本店の数」には、本店(本社)が本県に所在するものを記載した。

○ 事務所別内訳

区	分	大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩釜
特別徴収義務者数	{	-	-	13	5	1
	元	6	15	86	24	11
	特	6	15	99	29	12
引	取	9,991,929	98,879,177	433,301,035	171,474,285	34,258,127
課	税	2,154,911	2,423,691	26,212,739	28,189,677	28,529,303
差	引	7,837,018	96,455,486	407,088,296	143,284,608	5,728,824
申	告	45,488	75,980	266,605	98,524	20,247
合	計	7,882,506	96,531,466	407,354,901	143,383,132	5,749,071
調	定	252,911	3,100,019	13,076,092	4,602,598	184,545

(特別徴収義務者数は、令和7年2月末日現在。)

(2)課税対象とならない軽油に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		免税軽油使用者数等	数 量
法第144条の5 関係	輸 出	3	50
	課 税 済 出 ①	63	59,845
	小 計	66	59,895
法第144条の6 関係	石 油 化 学 製 品 製 造 業	-	-
法附則第12 条の2の7 第1項関係	船 舶 (機 械 等)	967	12,097
	自 衛 隊 (機 械 等)	-	-
	鉄 道 事 業	3	3,753
	農 業 等	6,205	9,271
	林 業 等	56	2,881
	セメント製品製造業	21	206
	生コンクリート製造業	1	15
	鉱物の掘採事業	88	8,503
	とび・土工工事業	11	557
	鋳さいバラス製造業	-	-
	港湾運送業	8	1,086
	倉庫業	14	159
	鉄道貨物利用運送事業	-	-
	鉄道貨物積卸業	2	25
	航空運送サービス業	4	175
	廃棄物処理事業	9	379
	木材加工業	29	1,204
木材市場業	1	5	
堆肥製造業	4	513	
索道事業	6	184	
小 計 ②	7,429	41,013	
アメリカ合衆国軍隊関係 ③		2	12
外国公館等の暖房用ボイラー関係 ④		-	-
合 計 (①+②+③+④)		7,497	100,920

(注)

1 「林業等」には、素材生産業を含む。

2 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和7年2月末日現在における該当特約業者等の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、令和7年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。

(単位:リットル、千円)

北部	栗原	東部	登米	気仙沼	県 計
-	-	-	-	-	19
8	6	8	5	7	176
8	6	8	5	7	195
6,108,602	11,482,819	28,096,403	5,351,487	16,597,039	815,540,903
1,419,678	2,827,099	12,450,798	1,170,968	2,021,636	107,400,500
4,688,924	8,655,720	15,645,605	4,180,519	14,575,403	708,140,403
59,559	5,436	149,007	9,028	148,129	878,003
4,748,483	8,661,156	15,794,612	4,189,547	14,723,532	709,018,406
152,426	278,023	506,945	134,486	472,625	22,760,670